計 推 第 3 0 2 号 令和 5 年 3 月 2 4 日

インフラ長寿命化推進会議構成員 様

総合政策部計画局計画推進課社会資本·強靱化担当課長

「北海道インフラ長寿命化計画(行動計画)」の改訂について(通知) このことについて「北海道インフラ長寿命化計画(行動計画)」を改訂しましたので、 お知らせします。庁内関係課等への周知について、よろしくお願いします。

(社会資本整備係)

北海道インフラ長寿命化計画(行動計画)の一部改訂の概要

【改訂の背景】

- ○令和4年4月1日付け通知(総財務第43号)公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針(令和4年4月1日改訂)で、計画に記載すべき 必須事項に新たに「脱炭素化の推進方針」が追加された。
- ○令和 4 年度から公共施設等適正管理推進事業債の対象事業に<u>「脱炭素</u> 化事業」^{※1} が追加された。
- ○脱炭素化事業については、**総合管理計画^{※2}及び地方公共団体実行計画[※]** 2の双方に基づいて行われる事業が対象となる。
- ※1. 脱炭素化事業とは地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている地方単独事業 [太陽光発電の導入、ZEB化、省エネ改修、LED照明の導入]
- ※2. 総合管理計画…「北海道インフラ長寿命化計画(行動計画)」 地方公共団体実行計画…「道の事務・事業に関する実行計画」

【改訂内容】

- ○脱炭素化の取組を推進するため、以下の「脱炭素化の推進方針」を追加
- 8 脱炭素化の推進方針 (本編 P35)
- ・ 道では、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で48%削減 し、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、持続可能 で活力あふれる北海道をつくる「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、 「北海道地球温暖化防止対策条例」を改定したほか、「北海道地球温暖 化対策推進計画」を策定している。
- ・ また、「道の事務・事業に関する実行計画」において、道の事務・事業に伴い、自ら排出する温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で50%削減する目標を掲げ、率先して脱炭素化に取り組むこととしている。
- ・ このため、公共施設等の長寿命化、維持管理や更新時などにおいても、 道及び施設等所在市町村の温室効果ガス削減目標を踏まえ、施設・設備 の省エネルギー化や高効率化のほか、再生可能エネルギーの導入など、 脱炭素化に資する取組を積極的に進めていくものとする。